

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県川越県土整備事務所長

飯 塚

孝

路 線 名	二百五十四号
供用開始の区間	ふじみ野市駒林字堤一二四三番四地先から同市駒林字堤下九七〇番一―地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)
供用開始の期日	平成二十七年十二月二十五日
備 考	平成二十五年三月二十九日埼玉 県川越県土整備事務所長告示第 十五号で告示した道路区域の一部 供用開始である。 延長四九・七二メートル